

# 「児童手当」に関する大切なお知らせ

現在多子加算(3子以降)に該当する人のうち、以下に該当する人は  
**“手続きが必要”**  です。 

※手続きには期限があります。期限を過ぎてしまうと、加算を受けられない期間が発生する可能性がありますので、内容をよくご確認の上、速やかにお手続きをお願いします。

## 1 申請が必要な人(以下のいずれかに該当する人)

令和7年4月1日時点で、監護及び生計費の負担のある大学生年代まで(22歳年度末まで)のお子様が**3人以上**いる人のうち、以下のいずれかに該当する人

パターン1 (1番上のお子様が18歳)	パターン2 (1番上のお子様が19~22歳)	パターン3 (1番上のお子様が19~22歳)
 <p><b>高校卒業(18歳年度末到達)したお子様がいる</b></p> <p>4/1以降、 ・大学等へ進学 ・就職するが、同居等により、 監護・生計関係がある</p>	 <p>短大や専門学校等を卒業したお子様がいる</p> <p>4/1以降、 ・大学等へ進学 ・就職するが、同居等により、 監護・生計関係がある</p>	 <p>学校(高校、短大等)を卒業したお子様が<b>複数</b>いる</p> <p>4/1以降、 ・大学等へ進学 ・就職するが、同居等により、 監護・生計関係がある</p>
<p>4/1以降、<b>0歳</b>~高校生年代のお子様が<b>2人以上</b>いる。</p>	<p>4/1以降、<b>0歳</b>~高校生年代のお子様が<b>1人以上</b>いて、大学生年代までのお子様を含め、<b>合計3人以上</b>いる。</p>	<p>4/1以降、<b>0歳</b>~高校生年代のお子様が<b>1人以上</b>いて、大学生年代までのお子様を含め、<b>合計3人以上</b>いる。</p>
 <p>支給対象児童 2人以上 (~高校生)</p>	 <p>支給対象児童 1人以上 (~高校生)</p>	 <p>支給対象児童 1人以上 (~高校生)</p>

※上記以外にも、児童手当の多子加算カウントされているお子様(~22歳年度末)状況に変化(お子様と別居、お子様が婚姻等)がある場合には、随時お手続きが必要です。

## 2 申請書類 申請期限：令和7年4月16日(水)まで

### ■ 対象者全員(パターン1~3)

#### ✓ 監護相当・生計費の負担についての確認書

※4/1時点で18~22歳年度末までのお子様の個人番号や住所(別居の場合)、進学の場合は通学先を記入する必要があります。  
(進学に伴う転出等を予定されている場合はなるべく転出後に提出をお願いします。)

### ■ 手当額の改定を伴う場合(パターン1、3)



#### ✓ 児童手当額改定届

※ご家庭の状況により、パターン2に該当する人も提出をお願いします。

 対象と思われる人には、3月下旬頃に子育て支援課から申請の案内を送付する予定です。  
 案内が来ていない人で上記のパターンに該当する方は子育て支援課へお問合せください。

## 3 問合せ先



富里市健康福祉部子育て支援課 Tel **0476-93-4497**